

2024年4月19日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みおよび 手形・小切手帳発行手数料の改定について

西日本シティ銀行（頭取 村上 英之）は、政府・産業界・金融界が連携して進める「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組み※の一環として、下記のとおり、当座預金の新規口座開設の受付停止などの取組みや手形・小切手帳発行手数料の改定を行うことといたしましたので、お知らせします。

当行は、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

※2021年6月に政府が公表した「成長戦略実行計画」の中に、「5年後の約束手形の利用の廃止」、「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受けて、一般社団法人全国銀行協会は「2026年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定しています。

記

1. 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み

(1) 当座預金の新規口座開設の受付停止

受付停止日	内容
2024年7月1日(月)	<ul style="list-style-type: none">・2024年7月1日から当座預金の新規口座開設の受付を停止します。・なお、既に当座預金をお持ちのお客さまについては、引き続きご利用いただけます。 <p>(注) 事業資金にかかる新たな新規口座開設をご希望の場合は、「普通預金」または「決済用普通預金」をご利用ください。</p>

(2) 支払期日が2027年4月以降の手形・小切手の取立受付停止

取立受付停止日	内容
2024年7月1日(月)	<ul style="list-style-type: none">・2024年7月1日から2027年4月1日(木)以降を支払期日とする手形・小切手について、取立受付を停止します。 <p>(注) 2027年4月1日以降を支払期日とする手形等を取立てする場合は、2024年6月28日(金)までに取引店にお持ち込みください。</p> <p>(注) 2027年4月1日(木)以降を支払期日とする手形・小切手については、支払呈示期間中に取引店にお持ち込みください。</p>

2. 手形・小切手帳発行手数料の改定

2024年11月1日（金）から、手形・小切手帳発行手数料を以下のとおり改定します。

手数料種類		改定前	改定後
手形帳発行手数料	約束手形・為替手形 1冊（50枚）	2,200円	5,500円
小切手帳発行手数料	当座小切手帳 1冊（50枚）	2,200円	5,500円

※消費税込み

◎「ビジネスダイレクト」・「でんさいサービス」のご案内

当行では、手形・小切手に代わる決済手段として、来店不要でパソコン等からお取引できる「ビジネスダイレクト」や「でんさいサービス」をおすすめしています。詳しくは、以下の当行ホームページ、またはお取引店、お近くの営業店にお問い合わせください。

<「ビジネスダイレクト」・「でんさいサービス」のメリット>

メリット1
コスト削減
印紙税や取引先への郵送料等が不要

メリット2
業務の効率化
どこでも利用でき、煩雑な事務負担を軽減

メリット3
安全性の向上
盗難・紛失の心配がなく、災害にも強い

<当行ホームページ>

ビジネスダイレクト：https://www.ncbank.co.jp/hojin/business_direct/service_top.html

でんさいサービス：https://www.ncbank.co.jp/hojin/business_direct/denzai_top.html

以 上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 赤木 TEL 092-476-2257

2024年7月1日以降の「手形・小切手の取立受付停止」に伴い、代金取立規定に以下の項目を追加します。

対象となる規定	改定前	改定後 <u>(2024年7月1日より改定)</u>
代金取立規定	<p>1. 取扱証券類</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。</p> <p>2. 要件の補充等</p> <p>（1）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（2）証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>（3）手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p>	<p>1. 取扱証券類</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。</p> <p><u>2. 対象となる手形、小切手</u></p> <p><u>対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの小切手とします。</u></p> <p><u>2027年4月以降が期日の約束手形・為替手形と2027年4月以降が振出日の小切手は取立受付の対象外となります。</u></p> <p>3. 要件の補充等</p> <p>（1）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（2）証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>（3）手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p>